

境港管理組合建設工事入札参加資格者格付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港管理組合建設工事等の入札制度に関する規則第6条第3項に規定する入札参加資格を有すると認められた者の格付けの方法を定めるものとする。

(格付対象工事の種別)

第2条 格付けは、鳥取県に本店を有する者（以下「鳥取県有資格者」という。）にあつては、別表1に掲げる発注工事種別に、島根県に本店を有する者（以下「島根県有資格者」という。）にあつては、別表2に掲げる発注工事種別について、それぞれに掲げる等級に区分して行う。

(格付の方法)

第3条 格付けは、鳥取県有資格者については鳥取県の格付けを、島根県有資格者については島根県の格付けをそれぞれ準用する。

附 則

1. この要綱は、平成23年4月1日から施行し、当該施行の日の属する年度に行う格付から適用する。
2. 平成19年10月26日付「境港管理組合建設工事入札参加資格者格付審査要綱」はこれを廃止する。

附 則

1. この要綱は、平成29年4月3日から施行し、有効期間の初日が平成29年4月1日以後の日となる入札参加資格に係る格付から適用する。
2. この要綱は、令和3年4月26日から施行し、有効期間の初日が令和3年4月1日以後の日となる入札参加資格に係る格付から適用する。

別表1（鳥取県有資格者）

工事種別	等 級
土木一般	4等級（A級、B級、C級及びD級）
建築一般	3等級（A級、B級及びC級）
とび等一般	2等級（A級及びB級）
アスファルト	2等級（A級及びB級）
電気工事	3等級（A級、B級及びC級）
管工事	3等級（A級、B級及びC級）
造園工事	2等級（A級及びB級）

別表2（島根県有資格者）

工事種別	等 級
土木一式工事	3等級（A級、B級及びC級）
建築一式工事	3等級（A級、B級及びC級）
とび・土工・コンクリート工事（法面処理工事に限る。）	3等級（A級、B級及びC級）
舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）	3等級（A級、B級及びC級）